

法定点検が必要な各種設備については、県から指定管理者に対して支拂われる委託料を元に、指定管理者の責任において法定点検が実施されている。

点検結果は、指定管理者に対して行うモニタリング調査において提出される指定管理者施設の管理運営状況評価（モニタリング）シートによって報告されるとともに、社会教育課の現地調査により確認される。

⑤ 維持管理計画

社会教育課では、所管する施設に関する長期維持管理計画は作成しておらず、施設に不具合が生じた際にその緊急性を考慮して修繕を行うという対症処療法的な対応を行っている。

⑥ 非公募による指定管理者選定

山梨県立ゆずりはら青少年自然の里、山梨県立なかとみ青少年自然の里は、いずれも山間地域の文化（紙寸き体験、陶芸体験、ほうとう作りなど）を体験できる社会教育施設である。両施設とともにその施設の一部を市町村が建設しており、当該町立施設と一緒に運用することで集客力、事業効果を上げることが可能との理由により、山梨県立ゆずりはら青少年自然の里は上野原市、山梨県立なかとみ青少年自然の里は身延町が、非公募方式で指定管理者に選定されている。

民間活用について検討を行った経緯もあり、両施設ともに運営状況は情報開示されているが、指定管理者からの報告は收支ベースであり発生主義に基づいていない。

(2) 指定管理者が実施した修繕の工事履歴の不備

意 見 (IV-3-(2))

社会教育課は指定管理者負担の修繕費枠内で実施された修繕の履歴管理を行っておらず、指定管理者間の修繕履歴に関する引き継ぎや賃料も特段取られていない。そのため、異なる業者が指定管理者に選定された場合、修繕履歴情報を引き継ぎが十分なされない可能性がある。また、アセットマネジメントを実現するためには、修繕履歴が不可欠である。

以上のことから、社会教育課は指定管理者負担の修繕費枠での修繕であっても報告を受け、修繕履歴管理を行うことが望ましい。

意 見 (IV-3-(3))

ゆずりはら青少年自然の里となかとみ青少年自然の里は、低い稼働率が課題となつており、施設ごとのフルコスト情報を開示されていない。したがって、さらなる稼働率の向上に向けて民間活用の検討を促すためにも、まずは施設への投資額である減価償却費を含めたフルコスト情報を開示し、民間の知恵を生かす材料を積極的に開示することが望まれる。

社会教育課が所管する指定管理者制度採用施設の修繕費負担に関する協定の内容は、表IV-3-8のとおりである。指定管理期間中の施設に対する修繕については、指定管理者が負担するものとして協定で定めた責任分担額について、指定管理者の負担で修繕が

行われている。

表IV-3-8 社会教育課が所管する指定管理者制度採用施設の修繕費責任分担

施設名	更新年度	指定期間	指定管理者の修繕責任分担
八ヶ岳少年自然の家	2009	5年	200,000円未満
なかとみ青少年自然の里	2011	5年	200,000円未満
ゆずりはら青少年自然の里	2011	5年	200,000円未満
科学館	2009	5年	200,000円未満
青少年センター	2009	5年	600,000円未満

指定管理者からの定期報告には修繕の実施状況の報告も含まれるが、どこぞどのようにな修繕したかという情報はなく、金額的な報告にとどまる。指定管理者負担の修繕費枠内の修繕は、建物に大きな影響を与えるものではないという理由で、社会教育課は管理を行っていない。なお、社会教育課は、指定管理者から詳細な修繕報告入手することも可能であるが、入手していない。

指定管理者制度は平成18年度から導入しており、これまで指定管理者の交代はない。しかし、平成26年度の更新に向けた公募では、科学館に関して、これまでと異なる指定管理者も応募している。

社会教育課には指定管理者負担の修繕費枠での修繕履歴がなく、指定管理者間の修繕履歴に関する引き継ぎ手続も特段定められていない。そのため、これまでと異なる業者が指定管理者に選定された場合、修繕履歴情報の引き継ぎが十分なされない可能性が高い。

また、アセットマネジメントを実現するためには、修繕履歴が不可欠である。

以上の点から、社会教育課は指定管理者負担の修繕費枠での修繕であっても報告を受け、修繕履歴管理を行うことが望ましい。

ゆずりはら青少年自然の里となかとみ青少年自然の里に係るフルコスト情報の開示について

社会教育課が所管する指定管理者制度採用施設の修繕費負担に関する協定の内容は、表IV-3-8のとおりである。指定管理期間中の施設に対する修繕については、指定管理者が負担するものとして協定で定めた責任分担額について、指定管理者の負担で修繕が

された施設である。

「指定管理者施設の管理運営状況評価（モニタリング）シート（抜粋）

設置目的

- ① 自然の中で、集団生活を通じて自律、協同などを体験的に学習する場を提供すること。
- ② 主催事業の実施を通じ、自然の中でふるさとを愛するたくましい青少年を育成する機会を提供すること。

以下に、利用状況・収支状況及び関連する事項を記載する。

① 利用状況

両施設ともに、低い稼働率が課題となっており、稼働率向上に向けて様々な取り組みを行っている。両施設の利用状況は以下のとおりである。

表IV3-9 ゆずりはら青少年自然の里（単位：人、%）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
宿泊利用	7,387	7,197	8,567
キャンプ場宿泊利用	884	872	984
日帰り利用	1,637	1,362	1,809
利用者数合計	9,908	9,431	11,360
対22年度比	100.0%	95.2%	114.7%
稼働率	56.0%	60.0%	69.0%

（出典：指定管理者施設の管理運営状況評価（モニタリング）シートから抜粋より要約）

表IV3-10 なかとみ青少年自然の里（単位：人、%）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
宿泊利用	6,980	6,448	5,702
キャンプ場宿泊利用	634	748	530
日帰り利用	1,130	1,184	1,262
利用者数合計	8,714	8,380	7,494
対22年度比	100.0%	95.8%	85.7%
稼働率	51.0%	42.6%	43.5%

（出典：指定管理者施設の管理運営状況評価（モニタリング）シートから抜粋より要約）

上記のように、平成22年度の稼働率は両施設ともに50%台である。両施設ともに指定管理者に管理を委託しており、指定管理者による利用者アンケートを参考に対応改善を随時行っている。また、青少年教育施設整備促進ネットワーク協議会を定期的に開催

することでプログラム開発等を行い、経営改善努力を行っている。

その結果、ゆずりはら青少年自然の里においては、平成24年度には稼働率が69%に向上し、一定の成果が出ている。一方、ゆずりはら青少年自然の里と比べて県外利用者の開拓がしにくい場所にある、なかとみ青少年自然の里は、稼働率が伸び悩んでいる。

② 収支状況

両施設の収支状況については、指定管理者施設の管理運営状況評価（モニタリング）シート（平成24年度事業分）で開示されている。これによると以下のとおりである。

表IV3-11 ゆずりはら青少年自然の里（単位：円）

	平成23年度	平成24年度
収入		
施設利用料	34,104,000	34,360,000
指定管理者委託料	0	0
その他	0	0
支出		
収入合計（A）	34,104,000	34,360,000
人件費	17,516,000	20,108,143
県への納付金	0	0
管理運営費	16,588,000	14,251,857
支出合計（B）	34,104,000	34,360,000
収支差額（A-B）	0	0

（出典：管理運営状況評価（モニタリング）シート（平成24年度事業分））

表IV3-12 なかとみ青少年自然の里（単位：円）

	平成23年度	平成24年度
収入		
施設利用料	29,148,000	29,292,000
指定管理者委託料	0	0
その他	0	0
支出		
収入合計（A）	29,148,000	29,292,000
人件費	13,937,029	14,421,000
県への納付金	0	0
管理運営費	14,138,740	14,325,000
支出合計（B）	28,075,769	28,746,000
収支差額（A-B）	1,072,231	546,000

（出典：管理運営状況評価（モニタリング）シート（平成24年度事業分））

上記からは、一見、なかとみ青少年自然の里では利益が出ているように見える。しかし、上記の数値は指定管理者報告によるものであり、施設のフレコスト情報ではない。すなわち、施設への投資額である減価償却費が計上されていない。また、収入は施設利

用料ではなく、指定管理者委託料であるため、施設運営に係るフレコストが施設利用料により回収されているかの判断資料とはならない。

なお、指定管理者は、ゆずりはら青少年自然の里は上野原市、なかとみ青少年自然の里は身延町が行っているが、民間ではないので稼働率向上対策には一定の限界があると考えられる。両施設のさらなる稼働率の向上を図るために、民間の知恵を活用した抜本的な対策の検討も必要である。しかし、施設ごとのフルコスト情報が開示されていない状況では、民間は施設運営にかかるコストを正確に把握することができない。

したがって、民間活用の検討を促すためにも、まずは施設への投資額である減価償却費を含めたフルコスト情報を開示し、民間の知恵を生かす材料を積極的に開示することが望まれる。

利潤金ニツル

利用料金について			
区分	① 境内に所 在する 幼稚園、保育 所	② 境内外に住む 3歳以上の幼 児、小学生、中 学生及び高校生 並びこれらに 付随する団体 (日本基督教 団等)の学年 別利用料	③ その他 県外利用者 (学生、社会 人、企業等の 利用)
県 内 道 沿 線	1人1泊 210円	420円	840円
ギャンブル賭博料 競馬券買取料	1人1泊 100円	210円	420円
	1 枚	額度500円	額度600円、夕食700円

(資料: HP)

表IV 3-13 本鎮宿泊利用狀況

なかとみ青少年自然の里は、集団生活を通じて青少年の育成のための体験学習施設として設立された施設であるが、低廉な料金にもかかわらず、少子化や学習指導要領の改訂等の影響により、本館（県の施設）の宿泊利用者数は設立当初から大きく減少している。

利用方程化

- *青少年及びその指導者【15人以上の団体】
*その他教育委員会が適当認める人

上記のよう に 15名以上の団体が基本である理由は、館内の掃除は風呂、トイレも含めて利用者が自ら行わなければならぬいため、施設の規模から 15名以上が適当であるとの判断が から定められたことである。

また、利用料金に~~レバ~~は、料金を~~レバ~~して、~~レバ~~、~~レバ~~館内宿泊施設やキャンプ場を利用するよう設定されている。

上記資料によると、平成 11 年度には延人数 9,229 人であったが、平成 24 年度は延人数 5,702 人と 38% 減少している。

少年教育施設 3 施設（愛宕山少年自然の家・八ヶ岳少年自然の家及びゆすりはら青少年自然の里）との連携によりプログラム交換を行い、平成 24 年度は冬期のプログラムを

考へるなど改善を図っている。また、職員配置を見直すなど効率的な運営ができるよう

に改善を図っている。

このような経営改善努力を行っているため、一定の効果は見られるが、設立当初に想定した利用状況への回復はまだ遠い状況である。

現状では 15 名以上の団体を対象としているが、少子化等の影響により潜在的利用者数が減少していることを踏まえれば、住民からは利用しにくい状況といえる。また、ゆかりはら青少年自然の里と比べて、なかとみ青少年自然の里は県外利用者の開拓がしにくい場所にあるため、県外の青少年等による稼働率の向上を図ることも限界がある。そのため、設立目的に従った運営の中では、なかとみ青少年自然の里の利用状況の劇的な回復は困難であると考えられる。

したがって、なかとみ青少年自然の里については、廃止や譲渡を含めた一層抜本的な対策を検討することが必要と考える。

4. 教育庁学術文化財課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 学術文化財課の業務の概要

学術文化財課では、山梨県立美術館、山梨県立博物館、山梨県立考古博物館、山梨県立文学館に関する事務、博物館法による登録、国・県指定の文化財の保存と活用、史跡及び埋蔵文化財の保存と活用などを行っている。

② 学術文化財課の所管する資産の概要

学術文化財課の所管する文化施設の所在地、設置時期、敷地面積等は、表 IV-4-1 のとおりである。なお、山梨県立美術館及び山梨県立文学館は、芸術の森公園と合わせて一体として指定管理者制度が導入されている。

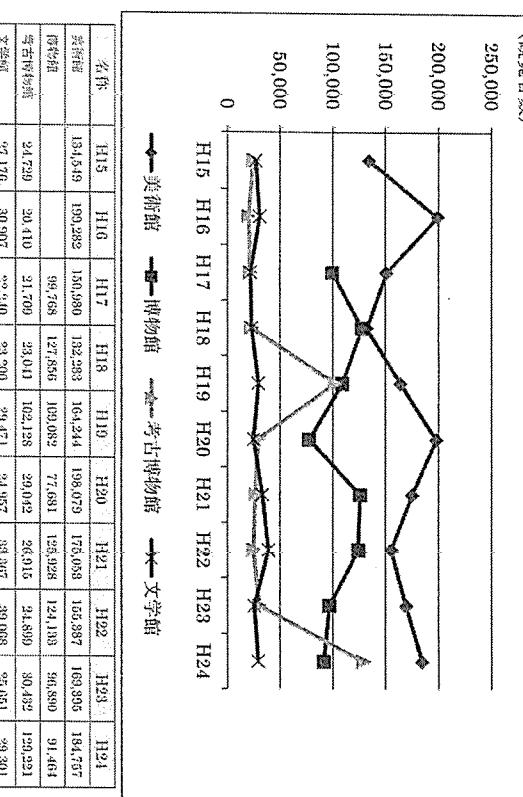
表 IV-4-1 県立文化施設の概要（単位：百万円）

施設名	所在地	設置年月	敷地面積	建設費等	管理
県立美術館	甲府市	昭和 53 年 11 月	17,494.03 m ²	当初 1,725 増築 2,318	指定管理
県立文学館	甲府市	平成元年 11 月	3,258 m ²	2,846	指定管理
県立博物館	笛吹市	平成 17 年 10 月	65,000 m ²	10,235	県直営
県立考古博物館	甲府市	昭和 57 年 11 月	1.9ha	1,086	県直営

（出典：平成 24 年度公共施設管理運営状況調査シート他）

また、各施設の観覧者数は、表 IV-4-2 のとおりであり、特別展などそれぞれの施設で開催されるイベントに影響される傾向がある。

図IV-4-2 県立文化施設の観覧者の状況(単位:人)



上記は、常設展・特別展の観覧者数の合計数
(出典: 学術文化財課作成資料)

⑤ 維持管理計画

長期維持管理計画ではなく、必要に応じ予算を確保し修繕を実施している(図IV-4-3)。学術文化財課から財政課への予算要望は、各県立文化施設からの要請を学術文化財課で集約し、優先順位をつけて行われている。なお、指定管理者制度を導入している県立文化施設については、指定管理者との協定に基づき、20万円未満の修繕は、指定管理者の負担で行われている。

図IV-4-3 直近5年間の修繕等工事実績(単位:千円)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
予算額	22,081	9,867	65,566	3,345	—
修繕内容	・機械室(蒸気送流ボイラー1号機、蒸気吸収式冷凍機) ・身障者用トイレ自動扉	・県民ギャラリー壁改修 ・改修工事	・空調式ヒートポンプアシスト解説器 ・非常用直流水源装置蓄電池更新工事	・非常用直流水源装置蓄電池更新工事	—
施工事業者	リサイクル改修工事 ・中央監視制御装置改修工事	リサイクル改修工事 ・中央監視制御装置改修工事	リサイクル改修工事 ・中央監視制御装置改修工事	リサイクル改修工事 ・中央監視制御装置改修工事	—
施工期間	—	—	—	—	—

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
予算額	22,081	9,867	65,566	3,345	—
修繕内容	・機械室(蒸気送流ボイラー1号機、蒸気吸収式冷凍機) ・身障者用トイレ自動扉	・県民ギャラリー壁改修 ・改修工事	・空調式ヒートポンプアシスト解説器 ・非常用直流水源装置蓄電池更新工事	・非常用直流水源装置蓄電池更新工事	—
施工事業者	リサイクル改修工事 ・中央監視制御装置改修工事	リサイクル改修工事 ・中央監視制御装置改修工事	リサイクル改修工事 ・中央監視制御装置改修工事	リサイクル改修工事 ・中央監視制御装置改修工事	—
施工期間	—	—	—	—	—

③ 管理台帳の概要

建物やその付属設備(公有財産)は公有財産管理システム(公有財産台帳)により管理しており、備品は物品調達管理システム(備品台帳)により管理している。また、美術品などの収蔵品は収蔵品目録でも管理している。修繕の実績に関しては、公有財産及び備品のいずれも台帳には記録しておらず、別途、修繕工事一覧表を作成し、履歴を管理している。

備品については、毎年現品確認を行い、7月31日を基準日とし、9月30日までに各県立文化施設より出納局管理課に報告している。

④ 建築物等の点検とその点検結果の把握

建築物等の点検については法定点検を行っている。また、総務職員による点検も実施されており、その結果は施設点検票として作成される。

(出典 学術文化財課作成資料)

⑥ 指定管理者制度

山梨県立美術館、山梨県立文学館は、芸術の森公園と合わせて一体として指定管理者制度が導入されている。平成 21 年度の指定管理者導入時の募集では 5 団体（4 団体はレストラン等飲食提供施設の運営業務も実施可能な団体）の応募があつたが、平成 25 年度の募集では、1 団体の応募であった。

これは、「レストラン等飲食提供施設の運営業務」を含めて募集したことが影響していると推察される。当該業務を円滑に実施するためには、飲食業特有の経験・知識・ノウハウが必要であり、これを含めた全ての管理運営業務に対応可能な事業者・団体が少なかったことも原因のひとつと考えられる。

なお、当該応募者が指定管理者に選定されている。

表 IV-4-4 平成 25 年度指定管理者応募団体数と指定管理者候補先

施設名	山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園
応募者の資格	山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等で、応募条件を満たした法人等であること。
選定の方法	公募型プロポーザル方式により、指定管理者候補者を選定
指定期間	5 年間(平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営業務 ・貸借（ギャラリー、ホール、講堂、研修室等）業務 ・使用料及び観覧料の収納・管理業務 ・総合案内、常設展・特別（企画）展の受付・監視業務 ・広報、利用促進に関する業務 ・施設・設備の維持管理業務 ・警備業務 ・清掃業務 ・施設管理業務 ・レストラン等飲食提供施設の運営業務 ・自動販売機の設置・運営業務 ・委託業者監督業務 ・環境配慮業務

（1）でも記載しているが、指定管理の募集に関して、前回と異なる点は、業務内容にレストランの運営業務を加えたことである。「山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園管理運営業務の内容及び基準」によると次のように業務内容が定められている。

※参考：	<ul style="list-style-type: none"> ・常設展・特別（企画）展の企画・展示 ・美術品、文学資料等の収集、保管、調査研究 ・教育普及 ・県予算の執行・管理 等
山梨県教育委員会が直接行う業務	<ul style="list-style-type: none"> 「山梨県立美術館、山梨県立文学館、山梨県芸術の森公園管理運営業務の内容及び基準」から抜粋
応募団体数	1
指定管理者	SPS・桔梗屋グループ

一方、山梨県立博物館、山梨県立考古博物館は、山梨県直営による管理が行われている。これらの施設に指定管理者制度を導入しないのは、調査研究、資料の収集、保管、展示、教育普及等には指定管理者制度に馴染まないこと、効率化経費削減の努力もして

いるため指定管理の効果が認められないこと、考古博物館協議会等において委員から直営の方向で進めるべきとの見解が示されていることなどが主な理由のことである。

(2) 指定管理選定に先立つ市場調査について

意見 (IV-4-(2))

美術館等 3 施設の指定管理者募集に際して、新規にレストラン事業を含めて募集したが、応募してきた業者は 1 団体のみであり、競争性を保った募集とはならなかった。指定管理者の公募手続について、前例がない形での募集等を行う際には、実現可能性があり、かつ競争性が確保された募集を行うために、事前に市場調査（サンディング）を行ってマーケット状況を具体的に確かめた上で、募集要領の作成を行うことが必要である。

広報、利用促進に関する業務の活発化を図ること等を意図して、今回はレストラン事業も含めて、募集した。

しかし、応募してきた業者は1団体のみであり、競争性を保った募集とはならなかつた。ちなみに、前回の募集時には5団体（4団体はレストラン等飲食提供施設の運営業務も実施可能な団体）の応募があった。

施設維持管理業とレストラン事業とでは、ノウハウが異なると考えられる。学術文化財課は、全国の状況の調査は実施したもの、業者への事前ヒアリングによるマーケット状況の確認までは実施しなかった。今回の募集は、応募者の資格として「山梨県内に主たる事務所を置く又は置こうとする法人等であること」として一定の制約を課しておらず、また山梨県としては前例がない形での募集となるため、山梨県内に施設維持管理業とレストラン事業の両方を併せ持つ業者がどれだけいるか等、事前に十分な調査を行い、実現可能性、競争性が確保されることを確認した上で、募集を行うべきであったと考える。

他の自治体の例として、静岡県袋井市では、指定管理者を公募する前に大まかな管理運営方針、業務範囲、リスク分担等を「実施方針」として公表し、広く意見・提案を求めるサウンディング（市場調査）を行っている

サウンディングの目的は以下のとおりである。

（静岡県袋井市のホームページより抜粋）

～サウンディングの目的～

1. 市民（利用者）の意見等収集
2. 民間独自のノウハウやアイディアの活用
3. リスクの明確化
4. 応募（予定）者に関する情報収集
5. 応募（予定）者への情報提供

また、山梨県でも、同様の考え方が「やまなしPFI事業推進マニュアル」（平成15年4月）において示されているため、指定管理者の公募に際しても参考にできる。

- （「やまなしPFI事業推進マニュアル」（平成15年4月）より抜粋）
1. 実施方針の作成
 - （7）市場調査（サウンディング）の実施

活用すべき民間事業者のノウハウを的確に把握すること、また、民間事業者が提供可能な業務範囲、受け入れ可能なリスクの範囲や内容を正確に把握すること等を目的として、民間事業者へのサウンディングを行います。

サウンディングの結果は事業スキームの構築の参考とし、実施方針の策定に

も反映させます。従って、サウンディングの実施は実施方針の作成の段階までに行うこととします。

以上より、指定管理者の公募手続きについて、前例がない形での募集等を行う際には、実現可能性があり、かつ競争性が確保された募集を行うために、事前に市場調査（サウンディング）を行ってマーケット状況を具体的に確かめた上で、募集要領の作成を行うことが必要である。

（3）県立文化施設の費用分析管理について

意見（IV-4-(3)）

指定管理者から報告された施設運営費用は、その妥当性に関する分析が十分なされない。そのため、費用削減の余地があつた場合でもその機会を適時とらえることができず、得られた効果に対し過剰な支出を行っている可能性がある。

県立文化施設を適正な費用で運用することは県民の期待するところと考えられるため、運営費用について、固定変動分析、期間比較分析、関連者標準との比較分析など、分析を行い、費用削減の余地がないか検討し、得られた効果に対し過剰な支出を行わない仕組みづくりを検討されたい。

（1）で記載したとおり、学術文化財課で管理している施設のうち、美術館等は指定管理者により運営が行われ、博物館と考古博物館は県の直営となっている。学術文化財課は、指定管理者から運営に関する定期的な報告を受けており、当該報告等を通じて運営費用の状況を把握している。

しかし、把握した施設運営費用は、費用の妥当性に関する分析が詳細にはなされていない。そのため、費用削減の余地があつたとしても、その機会を適時にとらえることができず、得られた効果に対し過剰な支出を行っている可能性がある。

県立文化施設は、県の重要な資産の一つであり、それを適正な費用で運用することは県民の期待するところと考えられる。運営費用について分析を行い、費用削減の余地がないか検討し、得られた効果に対し過剰な支出を行わない仕組みづくりを検討されたい。なお、費用の分析においては、通常、以下のような確認が行われることが期待される。

- ① 施設運営費用を、来館者数に連動して増減する費用かどうかによって固定費と変動費に分類する。
- ② 分類後、費用を時系列化する。具体的には、年次、四半期、月次等、分析目的に適した期間毎に費用をまとめ、各期間の比較分析が可能になるようにする。
- ③ 来館者数、施設運営従事者数等、分析に役に立つ情報もあわせて時系列化する。
- ④ 变動費については、来館者数に連動して増減することを利用して、来館者数に相応した適正な金額におおよそなっているかを確かめる。

⑤ 固定費については、ほぼ一定の金額となっていることを確かめる。
 ⑥ 入手可能な他の類似施設（他の地方自治体、民間施設など）から固定費の水準や来館者数一人あたり変動費の水準を入手し、山梨県の状況が他の施設に比べ突出したものとなっていないか確かめる。

⑦ ④から⑥の中で不明な点や異常な点がみつかった場合は原因を特定し、必要であれば対応策を講じる。

(4) PPP/PFIによる競争性確保及び民間ノウハウ活用

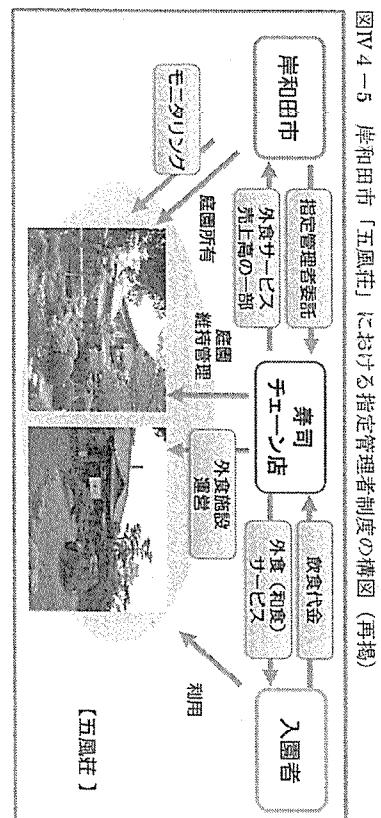
意見 (IV-4-(4))

美術館等は、指定管理者制度の導入が一定の成果を上げている。考古博物館は、平成22年度の外部評価で、曾根丘陵公園（考古博物館所在地）（指定管理者制度採用）との連携強化を示されているにも関わらず、一體的活用は進んでいない。
 民間ノウハウの活用による維持管理費の一層の削減、県民サービスの向上に努めることが望まれる。

美術館等には指定管理者制度が導入され、一定の成果を上げている。美術館等の委託内容は、施設等の維持管理や利用促進のための広報活動が中心であるが、レストラン（面積197m²）の運営も指定管理業務に含む。「学術的な施設では指定管理者制度はなじまない」（平成22年度外部評価）との評価もあるが、民間のノウハウを活用できる部分は積極的に民間活用を図るべきである。

その点で、直営になっている考古博物館と、当該博物館が位置し、民間の指定管理者によって維持管理されている曾根丘陵公園とは、さらなる連携が必要であろう。平成22年度の外部評価時に連携強化がうたわれ、公園と一体となった集客イベントを新たに開催し、参加者も年々増加しているが、さらに、施設と公園、あるいは県と指定管理者の連携を図るべきである。

「Ⅱ 一般的・共通的課題と対応 1.1. 民間参入インセンティブの検討」にも示した通り、岸和田市（大阪府）は市が所有する観光資源「五風荘」を有効活用するため、指定管理者制度を導入している（図IV-5）。食文化発信の拠点とする基本方針に、指定管理者に選出された寿司チューーン店は、飲食サービスを提供するとともに庭園と建物を維持管理し、売上高の一部を市に収める協定を市と結んだ。契約期間は10年である。市は、維持管理費（年間2000万円）の削減に加え、「五風荘」売上の一部と駐車場代等が収入となり、文化財保護等に活用できている。



5. 福祉保健部障害福祉課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 障害福祉課の業務の概要

福祉保健部障害福祉課では、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所及び障害児施設の整備・指導・監督などを行っている。

② 障害福祉課の所管する資産の概要

障害福祉課の所管する施設の種別、管理形態等は表IV 5-1、表IV 5-2 の通りである。

表IV 5-1 管理施設の状況(平成25年7月末現在)

施設名	種別	定員 (※)	竣工年度 (※)	管理形態 (指定期間)
梨の実寮	障害者支援施設	126	昭53年	指定管理者(10年)
あさひワーグホーム	障害者支援施設	125	昭58年	指定管理者(10年)
あけぼの医療福祉センター	障害者支援施設	115	平19年	指定管理者(10年)
青い鳥成人寮	障害者支援施設	120	平23年	指定管理者(10年)
あゆみの家	障害福祉サービス事業所	24	平19年	指定管理者(5年)
青精福祉センター成人寮	障害者支援施設	204	平11年	指定管理者(5年)
青精福祉センター児童寮	福祉型障害児入所施設	80	平11年	直営
あけぼの医療福祉センター	医療型障害児入所施設 医療型児童発達支援センター	118	平19年	直営

※施設が提供する各種サービスの合計定員

(出典: 福祉保健部障害福祉課 作成資料)



(出典: 山梨県HP)

③ 管理台帳の概要

建物やその付属設備(公有財産)は公有財産管理システム(公有財産台帳)により管理しており、備品は物品調達管理システム(備品台帳)により管理している。

④ 建築物等の点検とその点検結果の把握

建築基準法に基づく3年毎の点検は、直営施設は管轄課で実施しており、指定管理施設は指定管理者への委託業務に含まれている。障害福祉課担当者は、これらの点検記録を年1回の施設モニタリング時に確認している。
また、毎年、予算要望前に施設の担当者(指定管理施設の場合は指定管理者)が修繕の必要性の有無を点検・確認している。
ただし、現時点では、老朽化を判断する具体的な指標は設定されておらず、老朽化的危険性を把握する体制も構築されていない。

⑤ 維持管理計画

施設の総点検により判明した修繕箇所については、その必要性や費用対効果等を総合的に判断し、優先順位を付け予算要望している。
また、緊急対応を必要とする修繕が発生した場合は、その都度、予算措置を行い対応している。指定管理者制度を導入している施設については、60万円未満の修繕は、指定管理者の負担で対応している。

現状では、長期的な維持管理計画は策定されておらず、劣化・故障・損傷等が発生した箇所を修繕するという事後対応になっている。また、長期維持管理計画の策定に必要な箇所を修繕するという事後対応になっている。また、長期維持管理計画の策定に必要な

な情報である修繕結果の履歴管理も行われていない。

⑥ 障害者支援施設の活用状況

(ア) 施設の運営方法について

指定管理者制度を採用している 6 施設に関しては、施設の管理運営全般を指定管理者に任せることにより民間のノウハウを活用し、利用者サービスの向上を図るとともに、効率的な施設運営により運営コストの縮減に努めている。

他方で、山梨県直営の 2 施設については、山梨県内に福利型障害児入所施設や医療型障害児入所施設を運営している民間事業者がいない状況である。そのため、引き続き山梨県が直営で運営している。

(イ) 施設の稼働状況について

各施設の直近 3 年間の稼働状況は表IV 5-3 のとおりである。施設の大半は稼働率が 100%近くとなっており、事業運営は概ね良好である。あけぼの医療福祉センターの稼働率が 60%程度と他の施設に比べて低いことは県も認識しており、稼働率の向上策や施設規模の適正化について検討を進めている状況である。

表IV 5-3 施設の稼働状況			
施設名	H21 年度	H22 年度	H23 年度
梨の葉寮	92.0%	84.1%	85.7%
あさひワーカーホーム	68.0%	97.0%	99.0%
あけぼの医療福祉センター(成人寮)	98.3%	95.7%	100.0%
青い鳥成人寮	100.0%	100.0%	100.0%
あゆみの家	89.6%	84.6%	80.4%
育精福祉センター(成人寮及び児童寮)	93.7%	90.9%	90.9%
あけぼの医療福祉センター	57.1%	60.0%	66.7%

(出典：福祉保健部障害福祉課 (作成資料))

(ウ) 施設の今後の運営方針について

戦後、施設の整備については行政が先導的な役割を担ってきたが、昭和 40 ~ 50 年代には施設運営や利用者支援のノウハウも蓄積されたことで、社会福祉法人などの民間事業者の参入が進み、現在では民間による施設数や利用者数が施設全体の大きな比率を

占める状況になっている。また、施設のあり方は、従来行なっていた施設入所を中心の福祉サービスから、地域や住宅でのきめ細かい福祉サービスへ移行されつつあり、障害者が地域で生き生きと自立し生活できる施設への転換が求められている。

こうした中、障害福祉課は、今後の県の福祉施設行政の取り組みに当たっては、民間との役割分担を明確にし、時代にあつた福祉サービスの向上を図るとともに、新たな福祉ニーズへの対応などに重点を移していく必要があるとの観点から、現有施設の今後の運営方針について検討を進めている状況である。

(2) 長期継続契約による清掃業務の毎年度評価について

意見 (IV-5-(2))

多くの障害者が利用する施設では、施設を清潔に保つ必要があり、清掃を適切に実施する必要がある。施設の清掃業務の委託を長期継続契約とする場合、受託業者の業務の品質等を適切に評価すべく、評価項目及び契約継続の可否についての条件を定めた評価シートの作成、施設管理者による履行状況の定期的な評価、評価結果及び改善すべき点の受託業者への通知などを実施することが望まれる。

障害福祉課所管の県立あけぼの医療福祉センターは、18 歳未満の肢体不自由児や重症心身障害児及び 18 歳以上の重症心身障害者を対象とした入所施設であり、運営は県が直接行っている。

あけぼの医療福祉センターの清掃業務は平成 24 年度時点で一般競争入札による長期継続契約が締結されており、契約期間は平成 22 年 6 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日で契約金額は総額 27,436,500 円であった。

多くの障害者が利用する入所施設は、特に行き届いたこまめな清掃が必要である。そのため、このような長期(複数年)の業務委託契約を締結している場合、受託業者の業務の履行状況の評価及び契約継続の可否の判断がより重要である。

契約書には、受託業者の作業が甚だしく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意図がないと認められるときは契約が解除できるという条項が設けられている。しかし、受託業者の業務の評価に関する具体的な判断基準やルール化された手続は定められていない。

障害福祉課は、直営施設の清掃について長期継続契約とする場合、評価項目及び契約継続の可否についての条件を定めた評価シートを施設管理者及び業者と協議の上作成し、毎年度施設管理者に履行状況を適切に評価させ、評価結果及び改善すべき点を受託業者に伝える機会を定期的に持たせることが望ましい。

6. 警察本部会計課の所管する資産について

(1) 資産概要等

① 警察本部会計課の業務の概要

警察署は、警察法第53条により、都道府県を区域に分ち、各地域を管轄する警察署を置くと定められている。警察署には、警務課、会計課、生活安全課、地域課、刑事課、交通課、警備課があり、それぞれ表IV 6-1の役割を果たしている。

表IV 6-1 警察署の各課の役割

課	役割
警務課	相談、警察官の採用
会計課	落とし物や拾い物の受け付け・保管
生活安全課	町の人が犯罪の被害に遭わないための指導、少年の非行防止の活動
地域課	交番や駐在所を中心の保管
刑事課	殺人・強盗・窃盗などの犯罪の捜査、暴力団、銃器・薬物の取締り、鑑識活動
交通課	交通のルールやマナーを指導、交通事故の処理、運転免許や車両認明等の受付け
警備課	テロ、ゲリラなどの犯罪の取締り、地盤や吉凶の収容から住民を守る

(出典：山梨県警察本部ホームページより抜粋)

また、警察署の下部組織として、交番・駐在所が設置されており、地域ごとに安全を守るためにパトロール、家庭訪問、道案内、落とし物や拾い物の保管を行っている。

警察本部会計課では、警察署、駐在所、交番、待機宿舎等の公有財産の修繕、管理を行っている。

② 警察本部会計課の所管する資産の概要

警察本部会計課が所管する警察署、交番、駐在所は、管轄ごとに表IV 6-2の上に区分される。

表IV 6-2 県内の警察署

警察署	管轄区域	管轄区域
甲府警察署	甲府市の北部（南田、砂田、城東、中央、相模原、朝霞、伊勢原、山の手交番、千葉交番、池田交番、貢川交番）	甲府駅前交番、南交番、城東交番、酒折交番、山の手交番、千葉交番、池田交番、貢川交番
南甲府警察署	上河原、朝氣、音羽、大田町、高畠地区以西	玉露駅在所、大里駅在所、大國駅在所、右左口駅在所、上曾根駅在所、上九一色駅在所、小井川駅在所、花輪駅在所、下河原駅在所、成島駅在所、豊富駅在所、西条駅在所、押原駅在所
南アルプス警察署	南アルプス市	小笠原駅在所、野立駅在所、百田駅在所、源井駅在所、今瀬駅在所、巨摩駅在所、大井駅在所、南湖駅在所、落合駅在所、玉明駅在所、三田駅在所、第一余呂駅在所、八日市駅在所、南安曇駅在所
韮崎警察署	韮崎市、甲斐市	鶴崎駅前交番、竜王交番
北杜警察署	北杜市	御神駅在所、上手壁在所、苦神子駅在所、櫛尾駅在所、穴山駅在所、藤井駅在所、吉澤駅在所、星嶺駅在所、在所、高根駅在所、日野駅在所、大泉駅在所、金ヶ原駅在所、鳴来駅在所、武川駅在所、小淵沢駅在所
飯田警察署	西八代郡市川三郷町、市川太田交番	大同駅在所、上野駅在所、若間駅在所、青柳駅在所、高駅在所、長野寺駅在所、下都庄在所、西高駅在所、切石駅在所、下山壁在所、身延山駅在所、身延駅在所、高岡駅在所、方深駅在所
南部警察署	南巨摩郡、南都留郡、早川町、身延町、(木幡湖区境を除く。)	當士見駅在所、黒駒駅在所、鍋生駅在所、金田駅在所、浅間駅在所、相模原駅在所、八代駅在所、荒川駅在所
笛吹警察署	笛吹市	東山梨駅前交番、塩山駅前交番
日下部警察署	山梨市、甲州市	駿東駅在所、牧丘駅在所、牧平駅在所、三室原駅在所、牧野駅在所、相模原駅在所、勝沼駅在所、那須駅在所、日川駅在所、牧丘駅在所、牧平駅在所、三室原駅在所、牧野駅在所、相模原駅在所、勝沼駅在所、那須駅在所、大和駅在所
富士吉田警察署	富士吉田市、南都留郡忍野村、山中湖村及び明智村、月夜野村、河口湖村	上暮地駅在所、明見第一駅在所、明見第二駅在所、河口駅在所、足静駅在所、中山湖駅在所、明智駅在所、本栖駅在所
	韮崎駅	

図IV6-3 点検票の様式

警察署	管轄区域	交番	駐在所
大月警察署	大月市、郡留市、南都留郡のうち西桂町及び道志村	上谷交番、大月駅前交番	栗林駅在所、住吉駅在所、栗原駅在所、未生駅在所、笛子駅在所、初狩駅在所、新川原駅在所、當麻駅在所、七保駅在所、猿橋駅在所、西挂駅在所、道志駅在所
上野原警察署	上野原市、北都留郡のうち小富村及び丹波山村	—	島田駅在所、大月駅在所、甲斐駅在所、西原駅在所、四万十駅在所、ニモセ駅在所、秋山駅在所、丹波駅在所、小糸駅在所

建物やその付属設備（公有財産）は公有財産管理システム（公有財産台帳）により管理している。公有財産台帳への登録は警察本部会計課にて登録が行われ、管財課にて承認される体制になっている。修繕履歴についても公有財産台帳の注記欄を利用し履歴を残している。

(4) 建築物等の点検とその点検結果の把握

建築物点検業務委託特記仕様書の建築物点検に基づき全ての建築物について点検を行っている。建物点検は3年に1回、外壁は仕上げの種類により定期的に、設備は毎年点検を行っており、点検業務は外部業者に委託して行っている。建築物等の点検が義務化されてからは、点検票（書面）（図IV-6-3）によって点検結果を保存しているが、データベース化はされていない。義務化前においても、自主的に点検を行っていたが、これに関しては、点検結果を保存していない。

◎維持管理計劃

警察本部では、基本的には長期維持管理計画は策定していない。ただし、後述のとおり、建替え方針や待機宿舎の改修は計画的に行っている。実務上は、点検によって発見された損傷、劣化、故障等の不具合を予算の制約の中で修繕するという対応を行う。

各建築物の建替え方針は、下記の通りである。

【駐在所等の建築】

建替は年2棟ずつ行うよう予算要求していく。

30年以上経過したものが検討対象となる。

【待機宿舎の改修】

大規模改修は原則年1棟行っている。
今後も年1棟以上の改修を行うよう予算要求していく。

⑥

待機宿舎は、山梨県宿舎管理規則（昭和41年3月31日山梨県規則第9号）によれ

(出典:「建物点検票」抜粋)

ば、警察官以外の県職員も利用は可能である。ただし、現在宿舎の空室情報の一元管理は行われておらず、県職員全体への空室情報の提供も行われていない。そのため、待機宿舎について警察官以外の利用はほとんどされていない。

(山梨県宿舎管理規則より抜粋)

(無料宿舎)

第六条 無料宿舎は、知事、副知事及び次に掲げる職員のうち知事が承認する者に無料で使用させる。

一 本来の職務に伴つて、通常の勤務時間外において、生命若しくは財産を保護するための非常勤務又はこれと類似の性質を有する勤務に従事する者

二 社会福祉事業の施設において、通常の勤務時間外に収容者の保護、監督等に従事する者

三 へき地にある公署に勤務する者

四 公署を監視するため、當時公署の構内に居住する者

五 職務の性質からみて、公署の延長ともいべき公的性が極めて強いものを使用する者

(有料宿舎)

第七条 有料宿舎は、次に掲げる場合において、無料宿舎を使用する者以外の職員に有料で使用させる。

一 職員の職務に関連して県の事務又は事業の運営に必要と認められる場合

二 職員の在勤地における住宅不足により県の専務又は事業の運営に支障をきたすおそれがあると認められる場合

三 福利厚生施設として必要があると認められる場合

(2) 待機宿舎の維持更新計画と空室の有効活用について

意見 (IV-6-(2)①)

経年による老朽化等も影響し、空室が目立つ待機宿舎が少なくない。しかし、待機宿舎の維持更新計画は策定されていない。待機宿舎の維持更新計画を策定するべきである。また、計画の策定においては、将来的な県の財政を鑑み、建て替えや改修だけではなく、売却等の選択肢も検討すべきである。管轄内に民間賃貸物件がある場合に、職員に対して待機宿舎の提供に代えて、家賃補助を行い、民間賃貸物件を積極的に活用する家賃補助と合わせて民間賃貸物件の活用を検討することが望まれる。

意見 (IV-6-(2)②)

今後、維持更新計画を策定し、選別を進めるとしても、個々の待機宿舎について具体的な方針が確定するまでは一定の期間を要すると思われる。その間も空室率の改善に努め、有効活用を追求することが望まれる。具体的には、警察職員以外の一般部局の職員への宿舎として活用することが考えられる。そのため、待機宿舎の空室がある場合は、警察職員以外の一般部局の職員への宿舎として活用することが考えられる。そのため、待

機宿舎の空室がある場合は、警察職員以外の一般部局の職員へ宿舎の空室情報を周知して、一般部局の職員の宿舎として活用することが望われる。

警察官は、職務の性質上、管轄内に居住することが求められているため、待機宿舎が提供されている。県が整備している待機宿舎は、合計 36 件である（平成 24 年 4 月 1 日現在）。しかし、宿舎の老朽化等も影響し、空室が目立つ待機宿舎が少なくない。空数が 50%以上の待機宿舎は、4 棟ある。

なお、待機宿舎の月額入居料は、本部が管理する待機宿舎で、面積 52 m²~80 m²の物件が、本部勤務警察官は 4,240 円~24,910 円、警察署勤務警察官は 2,120 円~14,230 円となっている。各署が管理する待機宿舎の月額入居料も同様の水準となっている。

ここで、空費率が特に高い鶴沢待機と和原待機の入居状況の推移をみると、鶴沢待機については空費率が高い状態が長期間続いており、和原待機については最近 3 年で空費率が高まっている。

空室が多い待機宿舎の原因を分析すると、空室が多い待機宿舎は建築年数がかなり経過しており老朽化していることと、管轄内に民間賃貸物件があるため職員が民間賃貸物件を選択していることが空室の多い原因であることが考えられる。

老朽化への対応に関しては、担当者レベルのものはあるが更新計画を策定し、部署内で将来的な議論で行われている。ただし、組織内での意思決定までは行われていない。

管轄内に民間賃貸物件が存在する地域の待機宿舎の存続の要否については、部署内においても議論されていないとのことである。

待機宿舎の老朽化が進んでいるため、待機宿舎の正式な維持更新計画を策定するべきである。計画を策定する際には、将来的な県の財政を鑑み、建て替えや改修だけではなく、売却等の選択肢も検討すべきである。管轄内に民間賃貸物件がある場合に、職員に対して待機宿舎の提供に代えて、家賃補助を行い、民間賃貸物件を積極的に活用することである。

また、計画を策定し、個々の待機宿舎に対する具体的な方針が確定するまでの間に、待機宿舎を有効活用する方法を検討する必要がある。山梨県宿舎管理規則第 6 条、第 7 条には宿舎を使用できる者は「職員」とあるので、警察職員以外の職員の宿舎として活用することが考えられる。そのため、待機宿舎の空室がある場合は、警察職員以外の職員へ宿舎の空室情報を周知して、活用することが望ましい。

(3) 点検及び修繕履歴の管理

意見 (IV-6-(3)①)

点検結果報告書の保管・廃棄に関するルールが定められていない。点検結果等の情報は、今後、施設を維持管理していく上で、重要な情報であるため、点検結果報告書の保管方法を定めることが望まれる。

意見(IV-6-(3))②

公有財産台帳に実施した修繕工事の詳細な情報が残されていないため、情報が必要な場合は図面等の書類を参照する必要がある。しかし、各警察署で発注した工事の書類は5年間しか保管されていない。修繕履歴は、今後、施設を維持管理していく上で、重要な情報であるため、図面等の書類を含む修繕履歴は少なくとも該当施設を使用している期間は保管し続けることが望まれる。

意見(IV-6-(3))③

警察本部会計課の所管する資産は数が多く、施設の耐用年数は長期にわたることから、情報の管理が容易でない。効率的に管理するべく、施設ごとに点検・修繕履歴をデータベース化して一元的に管理することが望まれる。

警察本部会計課では、建築基準法12条による施設の劣化状況の定期点検(法定点検)は外部の専門業者に委託し、点検結果が記された報告書を紙面にて保管している。法定点検は、平成20年度より義務付けられた比較的新しい制度であるため、警察本部会計課では、点検結果報告書の保管・廃棄ルールを定めていない。義務付けられてから年数が経過していないこと、分量がそれほど多くないことから、過去の報告書全てが保管されている。現状では、保管・廃棄ルールがなくとも実務的な支障は生じていない。しかし、法定点検が義務付けられる以前の点検結果については残されていない。

また、各警察署でも、管轄する施設等の点検を外部の専門業者に委託している。点検結果報告書の管理状況は、警察本部と同様である。

点検結果報告書の保管方法を定めることが必要である。

一方、修繕履歴については、警察本部会計課は公有財産台帳の摘要欄に工事発注履歴を記録している。しかし、この工事発注履歴は、簡素な内容であり、施設のどの部分にどのような修繕を行ったかなどの詳細な情報は記録されていない。また、當舎課が使用している保全情報システム(BIMMIS)など他のシステムも活用していない。そのため、そのため修繕の詳細を把握するためには、図面や仕様書等の資料を参照する必要がある。當舎課が発注する修繕工事については、10年以上前の図面についても保管されてい、る。しかし、100万円程度以下の小額修繕は各警察署で発注するため、図面等の書類は各警察署で5年間保管している状況である。

修繕履歴は、今後、施設を維持管理していく上で、重要な情報であるため、図面等の書類を含む修繕履歴は少なくとも該当施設を使用している期間は保管し続けるべきである。

具体的な保管方法としては、警察本部会計課の所管する資産は物件の数が多く、また、

施設の耐用年数が長期に亘ることから、効率的に管理するべく、施設ごとに点検・修繕履歴をデータベース化して一元的に管理することが望ましい。

7. 総務部管財課の所管する資産について

(1) 資產概要等

① 管財課の業務の概要

管財課では、庁舎の維持管理（本庁に限る）、公有財産台帳の整理、普通財産の管理・貸付・処分、及び職員宿舎の管理などを行っている。

② 管財課の所管する資産の概要

管財課が所管する資産の概要是、表IV7-1、表IV7-2、表IV7-3の通りである。

表IV7-1 本序値(平成25年10月末現在)

名稱	建築年	管理戸数
県職員宿舎メイブル飯田	平成4年	38
音羽県職員宿舎金い号棟	平成5年	9
音羽県職員宿舎ろ号棟	平成10年	12
音羽県職員宿舎は号棟	平成8年	12
音羽県職員宿舎に号棟	平成6年	12
宮前県職員宿舎1号館	平成7年	20
宮前県職員宿舎2号館	平成7年	16
當吉田県職員宿舎1号館	平成9年	16
富士吉田県職員宿舎2号館	平成10年	18
合計		153

(出典：総務部審賄課 作成資料)

表IV-7-3 普通財産の状況(平成25年8月末現在)				
名称	所在地	地積 (m ²)		用途廃止年月日
旧岐北高校グラウンド	北杜市	27,150		平成 16.8.23
旧運転免許センター	南アルプス市	18,023		平成 13.4.1
河口湖河口県有地	富士河口湖町	15,872	より普通財産として取得	平成 13年3月に土地開発公社
旧飯田職員宿舎跡地	甲府市	2,870		平成 23.3.31
旧石和職員宿舎跡地	笛吹市	5,856		平成 25.3.31
旧吉田保健所跡地	富士吉田市	1,876		平成 10.5.31
旧坂南地区僻地高校生寄宿舎跡地(大野寮)	南巨摩郡身延町	1,755	平成 22.4.1	
旧県立大学職員宿舎跡地	甲府市	1,645	平成 22.4.1	
旧日下部特養宿舎跡地	山梨市	945	平成 19.11.30	
旧身延公共職業安定所跡地	南巨摩郡身延町	550	昭和 49年3月に普通財産として取得	
旧滑山寮跡地	韮崎市	7,143	平成 24.4.1	
旧韭崎職員宿舎跡地	韮崎市	2,141	平成 24.4.1	

(由興：總務部，蓄財課作成資料)

③ 管理台帳の概要

建物やその付属設備（公有財産）は公有財産管理システム（公有財産台帳）により管理しており、備品・物品調達管理システムにより管理している。管財課は、他の部署が所管する公有財産を含め、公有財産管理システムによる公有財

一部の部署を除き公有財産を所管する各部署では、公有財産に異動があつて場所が各所管部署において異動報告書が作成・確認され、これが管財課に報告される。管財課は

は当該報告書を元に異動内容を公有財産管理システムに登録している。また、管財課は、年1回公有財産管理システムの登録漏れの確認を各所管部署に依頼し、正確かつ綴録的な台帳登録を管理している。

④ 建築物等の点検とその点検結果の把握

啓用課では、職員が現地で外壁の傷みを目視で確認するか、写真での確認などによる自主点検を実施している。点検結果は紙で管理しており、データベース化は行っていなかった。

◎ ⑤

(ア) 本庁舎を含む県有建物について

山梨県ではこれまで県有建物の施設整備については、建物の老朽化や行政需要の変化などに伴い、建物の新築や建て替えが繰り返されてきた。しかし、財政状況が厳しい中、経費縮減を図る必要がある。また、廃棄物の増大や環境負荷の増大が問題視されており、建設産業物の発生抑制や建物の適切な維持管理による省エネルギー効率及びライフサイクルコストの縮減に向けた対応が求められている。

現在、県有建物の約半数が築後30年以上経過し、10年後には約7割となることから、このままでは、これらの維持修繕コストや改修コストが黒財政を一層圧迫することが予測される。

このような状況認識の下、管財課では平成25年度に取り組むべき課題として、下記のことおり、県有建物の長寿命化の推進を掲げている。

(イ) 職員宿舎について

職員宿舎については平成22年に廃止・縮小計画を策定した。当該計画によれば、昭和に建設された宿舎は、廃止する計画であり、平成25年度中に全て取扱しが完了する見込みである。平成に建設された宿舎は、人材確保や人事異動などの人事政策上の理由で今後も継続使用していく。ただし、人事政策上の理由だけでは全部屋は理まらないため、福利厚生目的にも利用することで有効に活用していく。残存する宿舎は、比較的狭浅であるため、修繕はほとんど発生していない状況である。管財課において、平成30年までの改修計画は策定しているが、ライフサイクルコストの縮減に主眼を置いた対応にはなっておらず、前述の「県有建物の長寿命化への対応方針」に即した内容にはなっていない。

⑥ 所管する資産の活用状況

管財課では、用途廃止された普通財産を所管しており、他の公的利用、市町村での利用、売却（一般競争入札）の順に検討している。また、普通財産について、売却処分等を行うまでの間の暫定活用策として、管理・処分に支障のない範囲で、一定の用途に限って貸付を行っている。

【現状の対応】

【スケジュール】

本行書や合同書など、一部の建物については、定期的に点検を行い、故障や不具合が生じた設備、また事故に繋がるおそれの高い箇所を修繕とともに、屋根防水など建物の機能維持に役立つ補修を予防保全的に行っており、点検結果や改修工事の履歴などの情報を保全情報システムによりデータベース化している。

【今後の対応方針】

一部の建物については、定期的な点検や予防保全的な工事を行う他、耐震改修工事や省エネルギー診断に取り組んでいるところであるが、現在、県有建物の管理は、各部局及び施設ごとに行われていることから、全般的かつ長期的観点に基づき、今後の行政需要の変化への対応と財政支出の平準化を図りながら、県有建物の長寿命化を推進するための仕組みづくりの可能性について研究を

【今後の対応方針】

一部の建物については、定期的な点検や予防保全的な工事を行う他、耐震改修工事や省エネルギー診断に取り組んでいるところであるが、現在、県有建物の管理は、各部局及び施設ごとに行われていることから、全局的かつ長期的視点に基づき、今後の行政需要の変化への対応と財政支出の平準化を図りながら、県有建物の長寿命化を推進するための仕組みづくりの可能性について研究を行なう。

(イ) 職員宿舎について

って貸付を行っている。
管理資料等により最近の状況を把握したところ、入札等による売却や一時貸付を行つ
ている普通財産がある一方で、用途禁止から長期間が経過したが、売却・貸付等の有効
活用が実現出来ていない普通財産も存在することが確認された。

職員宿舎の平成24年度末の稼働状況は表IV-7-4の通りである。これらの職員宿舎は、全て平成に建設されたものであり比較的新しいこと、また入居料も低廉であることから、入居率は全体で8割を超える状況である。職員宿舎は、全て山梨県の直営であり、指定管理者制度は採用されていない。入居料に基づく収入総額が大きくなないことから、民間導入のメリットが小さいことが理由であるとのことである。

平成25年度においては、県有建物の長寿命化に関する研究として、他の自治体の老朽化対策・ファシリティマネジメントの実施状況に関する情報収集を進めている段階である。

表IV-7-4 職員宿舎の稼働状況(平成25年3月末)

名称	戸数	m ² /戸	入居料(月額)	入居戸数	入居率
県職員宿舎メイブル飯田	38	26.88	12,040	29	76.3%
音羽県職員宿舎い号棟	9	75.44	27,980	8	88.9%
音羽県職員宿舎う号棟	12	75.44	27,980	10	83.3%
音羽県職員宿舎は号棟	12	75.44	27,980	12	100.0%
音羽県職員宿舎に号棟	12	75.44	27,980	9	75.0%
宮前県職員宿舎1号館	20	75.44	27,980	16	80.0%
宮前県職員宿舎2号館	16	75.44	27,980	15	93.8%
富士吉田県職員宿舎1号館	16	75.93	19,710	11	68.8%
富士吉田県職員宿舎2号館	18	33.83-36.04	10,600-11,300	14	77.8%
合計	153			124	81.0%

(出典:総務部管財課 作成資料)

(2) 全府的ファシリティマネジメントの推進的役割の期待

意見(IV-7-(2))

今後、公共施設を効率的に維持・管理・運営していくためには、ファシリティマネジメントを導入し、全府横断的に取り組むことが必要である。各部署とファシリティマネジメントに関する情報共有を図って、ファシリティマネジメントを主導的に推進することが望まれる。

今後、県の公共施設を維持管理し、効率的利用によって財政負担を軽減していくためには、アセットマネジメントの一環として、ファシリティマネジメントの導入が必須である。現状のような所管ごとの縦割りの分散管理体制ではなく、全府横断的な管理体制を整備し、施設の社会的需要や老朽度の判定を総合的に勘案することで、投資の標準化、効率化を図ることができる。

管財課は、「開業用官房管用課長協議会」への参加等から蓄積しているファシリティマネジメントに関する情報を他部署と共有するとともに、これまでの県有資産の管理体制を生かして、全府でファシリティマネジメントを推進していくべきである。なお、県(營繕課)はファシリティマネジメント導入の準備を、庁舎開連施設の耐震化が終了する平成27年度以降に取り掛かるとしているが、耐震化の終了をあえて待つ必要はない。全国の都道府県の状況を見ると、導入済みが13道府県、導入予定が15県、未定が18都県となっている(表IV-7-5)。導入後進県とならないように、組織体制を組んで準備を進めるべきであろう。

表IV-7-5 ファシリティマネジメント導入に係る組織体制

番号	都道府県名	導入状況	総模様制(準備期間)	想定体制(導入後)	#PEMS	対象施設	延床面積	
1	北海道	○		事 業 機 械 電 算 機 器	6 4 1 1 2 ○	19,323	764万m ²	
2	青森県	○		1 4 1 1 2 ○	10 5 1 2 ○	3,922	217万m ²	
3	岩手県	○						
4	宮城県	○						
5	秋田県	○						
6	山形県	○						
7	福島県	○						
8	茨城県	○						
9	栃木県	○						
10	群馬県	○						
11	埼玉県	○						
12	千葉県	○						
13	東京都	○						
14	神奈川県	○						
15	新潟県	○						
16	富山県	○						
17	石川県	○						
18	福井県	○						
19	山梨県	○						
20	長野県	○						
21	岐阜県	○						
22	静岡県	○						
23	愛知県	○	2	1	○	7,900	410万m ²	
24	三重県	○		6 1 2 7 1 2 2	×	1,400	—	
25	滋賀県	○		2 9 3 1 9 2	×	—	—	
26	京都府	○						
27	大阪府	○						
28	兵庫県	○						
29	奈良県	○	4	1 1 1	×	4,500	194万m ²	
30	和歌山県	○						
31	鳥取県	○	3	1 2 1 3	1 2 1 ○	626	387万m ²	
32	島根県	○	5	5	1	×	171万m ²	
33	岡山県	○	1	4	1	○	5,200	140万m ²
34	広島県	○	3	2	1 1	○	8,600	360万m ²
35	山口県	○						
36	愛媛県	○						
37	香川県	○						
38	徳島県	○						
39	高知県	○						
40	福岡県	○						
41	佐賀県	○						
42	長崎県	○	2	1 2 1	1 2 1 ○	455	95万m ²	
43	熊本県	○	3.5	2	1 1 1	—	—	
44	大分県	○	2	1	—	—	—	
45	宮崎県	○						
46	鹿児島県	○						
47	沖縄県	○	1		×	—	—	

(資料提供:総務部管財課)

V. その他の関連部署等について

1. 県土整備部當緒課

(1) 資産概要等

(2) 営繕課の業務の概要

當緒課は、營繕事業の企画・調整、各部の建築(設備)に関する企画、立案への参画、新営工事設計・委託新営建設及び維持補修工事の調査、計画、設計、監督等を担当し、県庁全体の營繕要求を受ける課である。なお少額の修繕は各財産を所有する課で実施している。

(3) 営繕業務について

(ア) 営繕業務のフロー

県有施設の新営建設に關する業務のフローは次のとおりである。各課が工事の手配等を當緒課に依頼し、この依頼を受けて當緒課が工事業者に発注している。その後、工事が完成するまで當緒課にて進捗等の管理を行い、工事完成確認後に「公有財産引渡書」を使用し各課に引き渡しを行う。

(イ) 優先度及び修繕工法の決定方法

修繕の優先度の決定は、當緒課が各課から修繕要求をピアリングし、必要性が高いものから実施している。この際、現場の確認、前回の修繕からの経過年数、メーカーへの點検などの専門的な見地から修繕の必要性の検討等を行い、最終的に當緒課において判断するが、客観的な判断基準はない。

工法の選定は、當緒課で予算書を作成し、該当資産を所管する部署に説明したうえで、當緒課で最終決定する。工法は、物件の状況、損傷の程度などにより異なり、担当者が現場を観察し判断を行っており、マニュアルは存在しない。

(3) 点検結果の把握

点検は、指定管理者制度を採用している県有施設等については、指定管理者によって実施されており、指定管理制度を採用していない県有施設等については、當緒課の技術

担当者によって実施されている。

点検結果は、保全情報システム(BIMMS)に入力している。なおBIMMSは當緒課のみで使用されており、各課との情報共有には利用されていない。

當緒課で実施された点検結果は各課に通知され、各課にて管理を行う。

(4) 維持管理計画

當緒課では、平成17年3月に策定された「山梨県公共建築整備指針」に基づき、平成19年2月に「県有建築物長寿命化指針」を策定し、運用しているのみであり、県全体の長期維持更新計画の一元管理は行っていない。これは、施設管理の主体が施設に関連する事業を担当する各課であるため、長期維持更新計画が當緒課の担当業務に含まれていないことが一つの理由である。また、平成20年度まで當緒課は総務部に所属していたが、業務集約化に伴い、県土整備部に組織再編され、當緒課の人員が削減されたことも影響していると考えられる。

一方、各課における長期維持更新計画については、長期維持更新計画を策定し計画的に修繕を実施している課もあれば、対応療法治的な修繕をしている課もある。「山梨県公共建築整備指針」の思想が内部に十分に伝わっておらず、全庁一丸となった取り組みはできていないのが実情である。

(2) 県全体の長期維持更新計画の策定・遂行に向けて

意見(V-1-(2)(1))

点検・修繕履歴の整備、図面の保管、維持更新計画の策定は、施設管理者である各課が担当することとされているが、各課には技術者が少ないため、アセットマネジメント関連情報の一元管理、維持更新計画の策定は、十分に進んでいない。

アセットマネジメント関連情報の整備・有効活用や、維持更新計画の適切な策定は、統一的な専門技術的方針のもとで行われることが望まれる。そのため、インフラ資産・公共施設の管理・運営を総合的・横断的に担う部署を設けることが考えられる。

意見(V-1-(2)(2))

維持更新計画は、財源の見込みがなく単に費用を積み上げただけでは、実現可能性が担保できない。現状では県全体の維持更新予算を管理している部署はない。

中長期的な財源見通しに基づく実現可能性を備えた維持更新計画の策定のためにも、県全体の中長期的な財源と維持更新計画を調整する機能を担う部署を設けることが望まれる。

「II 全般的・共通的課題と対応 3. 一元化されたデータベースの構築」の『表II

-2 各部署のアセットマネジメント関連情報の整備状況』で示されるとおり、点検・

修繕履歴の整備、図面の保管は、各課が担当することとされている。また、維持更新計画の策定は、資産を所管する各課が担うものと考えられる。

修繕等について技術的支援を行う當総課には23名の技術職員が所属しているが、施設管理者である各課には道路管理課を除いて技術職員が少ない。知事部局に比べて當総課の開与度が低い警察本部会計課でも技術職員は2名のみである。そのため、点検・修繕履歴等のアセットマネジメント関連情報の有効活用や、維持更新計画の策定は、能力的に難しいと推察される。実際に、施設管理者である各課では、アセットマネジメント関連情報の一元管理は進んでおらず、維持更新計画についても道路管理課の構築、建築住宅課の県営住宅を除いて策定されていない。

各課の専門的能力の不足を補うため、當総課は、各課の要請に基づき技術的支援を行っている。各課では當総課に支援を要請する前に、実施すべき修繕の選別を行っており、修繕を見送る判断がされるものもある。しかし、施設の維持管理においては、早期修繕が長寿命化に寄与するケースもあり、技術職員が少ない各課において、こうした予防的修繕の見地に立った選別が適切になされているか疑問が残る。

また、當総課の対応は、各課の要請に基づいており、支出時期の平準化や、業務量の平準化は考慮されていない。アセットマネジメント関連情報の整備・有効活用や、維持更新計画の適切な策定は、統一的な専門技術的方針のもとで行われることが望ましい。そのため、インフラ資産・公共施設の管理・運営を総合的・横断的に担う部署を設けることが考えられる。

また、維持更新計画は、財源の見込みがなく単に費用を積み上げただけでは、実現可能性が担保できない。そのため、予測される一定の仮定を置きながら、県全体の歳入と歳出に係る中長期の財政シミュレーションを行い、歳出の中で中長期的に維持更新費用に割ける財源の水準を把握することが必要である。各課は、この財源見通しを受け、実現可能性を持った維持更新計画の策定を行うべきである。仮に、この財源見通しにより、全ての資産の維持更新が困難であると見込まれるのであれば、さらに抜本的な財源確保、または資産の集約化、廃止等も含めた抜本的な配置の見直し等を検討し、実現可能性を備えた維持更新計画が策定されるよう、対応していく必要がある。現状では、県全体の維持更新予算を管理している部署はない。したがって、このようなプロセスを調整する機能を担った部署を設けることが必要となる。

(3) 各課との連携による施設関連情報の一元的DB化

意見 (V-1-(3))

當総課では、保全情報システムを利用しているが、現状では、一部の機能のみを、當総課のみで使用しているに過ぎない。各課と連携して、施設に関する情報（施設の諸元・仕様・図面、設計・施工・改修者、点検・補修履歴、今後の維持管理計画等）を一元的に収容するデータベースを構築する

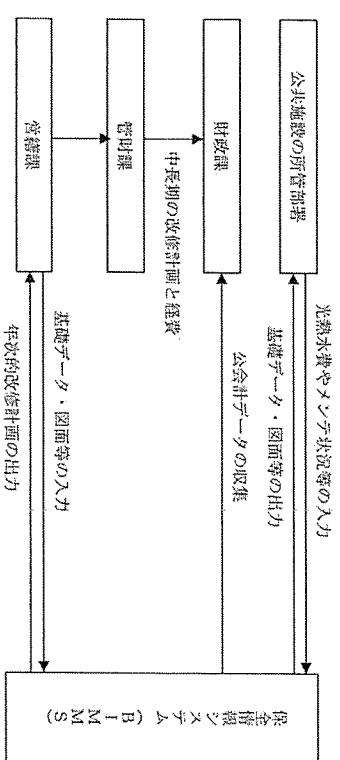
ことが望まれる。

現在、當総課では、財團法人建築保全センターの保全情報システム（BIMMS）を利用しているが、所管施設の諸元、仕様、劣化度等の一部のデータの記載に留まる。今後、記載項目を増やし、情報を各課と共有することが望ましい。

保全情報システムでは、光熱水費をもとにした分析やシミュレーションなども可能であり、それらの機能を使って改修工事の優先順位を決める際の検討資料とすることできる。

BIMMSは、現在75を超える自治体が中長期保全計画の作成、施設白書作成や統合の検討などに幅広く活用している。以下に、芦屋市の資料をもとに、活用例を示す。

図V-1-1 保全情報システムの活用例



(資料：芦屋市の資料をもとに作成)

2. 總務部財政課

(1) 県の資産評価実務について

意見（V-2-(1))

県は保有する公有財産について、改訂モデルによる財務書類作成目的のため平成2C年度以降、固定資産の評価替えの年度（3年ごと）に固定資産税評価額等を用いた評価替えを行っている。一方、それとは別に「山梨県公有財産評価手領」に基づく公有財産台帳の登録価格の改訂を行っており、それは5年ごとに時価倍率を用いた評価替えとなっている。

このように、公有財産の評価替えは時期や方法が異なる2つの方法が適用されているが、事務の効率化を図るために、できる限り統一することが望まれる。例えば、公有財産台帳の価格改定の時期及び土地の評価方法を改訂モデルにおける資産評価の時期及び方法と統一することなどが考えられる。

表V2-1 貸借対照表での資産の評価方法

土地	種類	評価方法	
		売却可能資産以外	年ごとに固定資産税評価額等により評価替え
建物	売却可能資産	平成 20 年度末以降、固定資産の評価替えの年度（3 年ごと）に固定資産税評価額等により評価替え 上記に加え、毎年度の地価の動向を反映した時点修正率での補正を実施	
備品(50 万円以上)	インフラ資産等のその他の資産	再調査価額により評価 取得価格にデフレーターを乗じた上で減価償却累計額を控除して算定 取得価格から減価償却累計額を控除して算定 昭和 44 年度以降の決算統計の普通建設事業費を積上げ、減価償却した額を算定	

一方、県の公有財産台帳については、「山梨県公有財産事務取扱規則」第48条に、「公有財産台帳の登録価格は、5年ごとにその年の3月31日現在において知事の定めるところにより公有財産を評価し、その評価により改訂しなければならない」と規定されて

۱۷

具体的な評価方法は、「山梨県公有財産評価要領（平成24年3月実施）」に定められており、保有する資産の取得価格に所定の時価倍率を乗じて算出した額とされている。

(建物及び作物については、時価倍率及び残存価額率を乗じて算出)。

〔山梨県公有財産評価要領〕より抜粋
(土地の評価)

第6条 土地については、その取得時期に応じ、その取得価格に時価倍率を乗じて算出した価値とする。なお、地目については、公有財産台帳上の時価

倍率区分とする。

第7条 建物及び工作物（以下「建物等」という。）でその耐用年数が満了しないものについては、その取得時期に応じ、その取扱い方に随時償却

率及び残存価額率を乗じて算出した価格とする。

では、価格改定は行わず現行の台帳価格とする。

ただし、平成19年4月1日以降、増税率に備え置いた上記の取扱いは、前回改定時ににおける台帳価格に増築等の取得時期における台帳

3 平成19年4月1日以降に耐用年数が満了したものについては、その取
引価格を計算した価格とする。

得価格に取替算がから耐用年数満了時までの算価落差率（別表1-2-（2）又は（3）の倍率表を適用）を乗じ、さらに取得時から耐用年数満了時までの期

間（1年未満の端数があるときは、第5条第4項の規定にかかわらず、その端数期間を切り上げるものとする。）に応する残存価額率を乗じて算出した

価格とする。

以上のように、県有資産の評価方法は、改訂モデルによる財務書類作成のために行う

場合と、公用有形座右帳の仙帝改訂のために行う場合では、詳細時期と詳細方法が異なり、それぞれ手続きを行っているため煩雑となっている。

県は、改訂モデルによる財務監査報告書の方法と、公有財産会帳の仙台改訂目的のために、それぞれ実施している資産評価の時期と方法について、両者の長所、短所を踏まえた上で、できる限り統一することが望ましい。

例えば、公有財産台帳の価格改定の時期及び土地の評価方法を改訂モデルにおける資産評価の時期及び方法と統一することなどが考えられる。

(2) 工作物の貸借対照表への計上について

け早期に工作物について所定の評価を行い貸借対照表に計上することが望ましい、

指摘(V-2-(2))
工作物は、平成24年度時点で貸借対照表には算入されておらず、財務書類にこれに
関する他の開示もなかった。
改訂モデルでは、取扱価格（決算統計の普通建設事業費の積上げ）によることが認め
られており、段階的な台帳の整備に伴う資産評価が可能であるため工作物の評価を行つ
ていないとのことであるが、有形固定資産台帳の整備を段階的に行っている旨を注記す
ることも、段階的整備の状況を付属明細書により明らかにすることが『総務省方式改
訂モデルに基づく財務書類作成要領』に定められている。
県は上記工作物の状況も注記若しくは付属明細書で開示を行うべきである。また、で
きるだけ早期に工作物について評価を行い貸借対照表に計上することが望ましい。

県の財務書類には、有形固定資産（売却可能な資産以外）について、以下の注記が記さ
れている。

(財務書類より抜粋)

事業用土地は、財産に関する調査にある全資産について、固定資産税評価
額や鑑定評価額を再調達額として計上。

建物は、財産に関する調査にある全資産について、取得価額にデフレーター
を乗じて再調達額を求めて、減価償却費の累計を控除し計上。
物品は、県が備える備品原簿のうち取得価額が50万円以上のものについ
て、減価償却の累計を控除し計上。
上記以外の資産については、昭和44年度以降の決算統計の普通建設事業
費を積上げ、減価償却した値を計上（用地取得費は減価償却しない）。

県は、土地、建物、工作物等については公有財産台帳、備品については備品原簿を作
成しており、公有財産等の台帳整備は進んでいるものの、工作物は改訂モデルで作成さ
れる貸借対照表に計上されていない。これは、工作物の数が多く、個々の資産ごとに、
取扱価格にデフレーター及び減価償却率を乗じるという作業が物理的に困難との理由
によるものである。また、工作物が貸借対照表に計上されていないことに關し、財務書
類上、何ら記載はされていない。なお、県では工作物の残高について現在集計中である
が、監査人が公有財産台帳から工作物を集計したところ、平成24年度時点で、約15,900
件、約573億円となっている。

工作物が資産として計上されず、その状況について開示がないことは、貸借対照表の
情報の正確性の観点から改善が必要であると考える。

新地方公会計のあり方について、今後見直しが予定されているところはあるが、県
は十分な情報開示を自発的に行うため、上記工作物が貸借対照表に計上されない旨
や、金額等の情報も注記若しくは付属明細書で開示を行うべきである。また、できるだ

3. 公有財産に関連する主な情報システム

(1) 資産管理に関する主な情報システム

公有財産を適切に管理するためには、関連する情報システムの運用において、システムの利用権限を適切に付与し、利用権限を持つユーザーが正しい情報を入力する必要がある。また、システム障害などが生じても情報システムが継続して運用されるためには、適切なデータバックアップが必要である。

調査の対象とした公有財産に関連する情報のシステムは、表V3-1のとおりである。

表V3-1 公有財産に関連する情報システム

番号	担当課	システム名	システムの概要
1	管財課	公有財産管理システム	県の公有財産（土地、建物、工作物、樹木、有価証券等）の情報を管理するシステム
2	道路管理課	橋梁管理データベース	橋梁に関する情報を保管するとともに、修繕履歴を管理するシステム
3	道路管理課	橋梁管理カルテシステム	橋梁の点検状況を管理するシステム
4	道路管理課	道路台帳システム	道路に関する情報、図面を管理するシステム
5	道路管理課	トンネル台帳システム	トンネルに関する情報、図面を保管するとともに、工事の履歴を管理するシステム
6	県土整備部 総務課	工事台帳システム (公共システム内)	工事に関する履歴を管理するシステム
7	道路管理課	施設台帳システム	機械、照明等の設備に関する情報を管理するシステム
8	官舎課	保全情報システム (B.I.N.M.S.)	県有建物の修繕の履歴を管理するシステム
9	官舎課	ファイルサーバー	県有建物の設計書等の電子データを保管するシステム

(2) ユーザーIDの共用

意見(V-3-(2))

「山梨県情報セキュリティ対策基準」では共用IDを認めており、一方で、同基準では利用者を一意に識別できるように努力しなければならないと定めているが、共用IDを使用している場合、利用者を一意に識別することは困難であると考えられる。そのため、重要なミスや、不正などの問題が発生した場合、責任を明確化することができないことが見込まれる。

情報管理の重要性から、社会一般において広く浸透しているように、県もユーザーIDを個人別付与し、ユーザーIDの登録及び削除を適時に行うように対策基準を改訂することが望まれる。

①セキュリティ対策基準

「山梨県情報セキュリティ対策基準」(以下「対策基準」という。)では、ユーザーIDについて次のように規定している。

「山梨県情報セキュリティ対策基準」より抜粋

第2章 人的情報セキュリティ対策
第3節 ID及びパスワード等の管理

第1項 IDの扱い

職員は、自己の管理するIDに關し、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 自己が利用しているIDは、他人に利用させてはならない。

(2) 共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外に利用させてはならない。

第4章 技術的情報セキュリティ対策

第2節 アクセス制御

第6項 利用者の識別と認証
情報システム管理者は、責任が明確になるよう、利用者を一意に識別できる利用者IDを設定するよう努めなければならない。

情報政策課の説明によれば、各種システムに関して、個人別のユーザーIDの設定を強く推奨しているとのことである。しかし、対策基準では、共用IDの使用を禁じていないので、実際には多くのシステムで共用IDが使用されている。また、共用IDの使用を禁じていないにも関わらず、人事異動時の運用に関する定めがないため、異動後にも異動部署の業務に關連するシステムのユーザーIDとパスワードを知っているため、当該システムを使用できる状態にある。

対策基準では、責任の明確化のために利用者が特定できる利用者IDの設定を求めるが、共用IDの使用では、重要なミスの発生、不正の発生などを含む何らかの問題が発生した場合に、責任を明確化することは困難であると考えられる。

適切なユーザーによる正確な情報登録の確保、不正等に対する牽制、責任の明確化など、内部統制の観点から、ユーザーIDは個人別に付与することが、広く一般に浸透している。運用面で手間やコストが発生するが、それ以上に情報管理の重要性が「常識」として認知されているためである。

ユーザーIDを個人別に付与し、ユーザーIDの登録及び削除を適時に行うように対策基準を改訂することが望まれる。

②ユーザーIDの付与状況

上記①に記載したユーザーIDについて、公有財産に関するシステムごとに具体的に記したもののが、表V3-2である。

公有財産に関する情報システム多くのシステムで、ユーザーIDを共有で使用する運用となっており、好ましい状態ではない。

表V3-2 ユーザーIDと権限の付与状況

番号	担当課	システム名	システムの概要
1	管財課	公有財産管理システム	管財課、学校施設課、警備会計課に入力権限、管財課に参照権のあるユーザーIDを、各課に1つ付与している。
2	道路管理課	橋梁管理データベースシステム	参照権限のユーザーIDが1つあり、道路管理課、各出先事業所で共用している。(入力は委託業者が実施している)
3	道路管理課	橋梁管理カルテシステム	Dが16あり、道路管理課、各出先事業所に付与して、公用している。
4	道路管理課	道路台帳システム	入力・更新権限のユーザーIDが1つあり、道路管理課で公用している。
5	道路管理課	トンネル台帳システム	Dが16あり、道路管理課、各出先事業所に付与して、公用している。
6	県土整備部 総務課	工事台帳システム (公共システム内)	入力・更新権限のユーザーIDが6 6あり、公共事業所管所の個人ごとに付与している。
7	道路管理課	施設台帳システム	参照権限のユーザーIDが8 入力・更新権限のユーザーIDが16あり、道路管理課、各出先事業所に付与して、公用している。
8	管財課	保全情報システム (B1 MMS)	入力・更新・参照権限のユーザーIDが6あり、管轄課の各相当に1つのユーザーIDを付与している。
9	管轄課	ファイルサーバー	ファイルサーバーへのアクセス権限が管轄課員のみ付与されている。

(3) データのバックアップ体制の強化

意見(V-3-(3))

- 山梨県の公有財産に関する情報システムについて、データのバックアップの状況は、表V3-3に示すとおりである。
- | 番号 | 担当課 | システム名 | データバックアップ |
|----|------------------|-----------------------|--|
| 1 | 管財課 | 公有財産管理システム | 毎月第4木曜日バックアップ
LTOテープ
外付けハードディスク
サードパーティ |
| 2 | 道路管
理課 | 橋梁管理データベース
システム | 毎日フルバックアップ
外付けハードディスク
サードパーティ |
| 3 | 道路管
理課 | 橋梁管理カルテシステム | 毎日フルバックアップ
外付けハードディスク
サードパーティ |
| 4 | 道路管
理課 | 道路台帳システム | 毎日フルバックアップ
外付けハードディスク
サードパーティ |
| 5 | 道路管
理課 | トンネル台帳システム | 毎日フルバックアップ
外付けハードディスク
サードパーティ |
| 6 | 県土整
備部
総務課 | 工事台帳システム
(公共システム内) | LTOテープ
外付けハードディスク
サードパーティ |
| 7 | 道路管
理課 | 施設台帳システム | 毎日フルバックアップ
外付けハードディスク
サードパーティ |
| 8 | 管轄課 | 保全情報システム
(B1 MMS) | バックアップはしていない
— |
| 9 | 管轄課 | ファイルサーバー | ファイルサーバー
サーバー室内 |

情報システムの運用においては、データのバックアップが行われるのが一般的である。データバックアップは、システムの障害及びシステムの被災が発生した場合に、システムを速やかに復旧し、通常のシステムの運用に戻すために行われるものである。

「山梨県情報セキュリティ対策基準」の中でデータのバックアップについて次のように規定している。

「山梨県情報セキュリティ対策基準」より抜粋

第4章 技術的情報セキュリティ対策

第1節 情報システムの管理

第4項 バックアップ

情報システム管理者は、情報資産についてその重要度に応じて期間を設定し、定期的にバックアップ用の複製を揃らなければならぬ。また、バックアップした複製は原本と物理的に離れた場所に保管することが望ましい。

ムを速やかに復旧し、通常のシステムの運用に戻すために行われるものである。

「山梨県情報セキュリティ対策基準」の中でデータのバックアップについて次のように規定している。

月1回、バックアップデータをLTOテープに取得し、鍵付きのロッカーに保管している。システム障害のときにLTOテープからシステムの復旧に使用できる。但し、月に1回のバックアップであり、最長で1カ月分のデータが回

※ 公有財産管理システム(管財課)について

月1回、バックアップデータをLTOテープに取得し、鍵付きのロッカーに保管している。システム障害のときにLTOテープからシステムの復旧に使用できる。但し、月に1回のバックアップであり、最長で1カ月分のデータが回

復できないことになる。日々の差分データのバックアップの取得が望まれる。

また、サーバー室の崩壊によるLTOテープの破壊や火災、漏水等によるLTOテープの被災の場合、バックアップしたデータが使用できなくなる可能性がある。バックアップデータのLTOテープを耐破壊性、耐火性、耐水性を考慮した金庫又は外部倉庫に保管することが望まれる。

バックアップデータからシステムを復元する方法について、手順書を基に確認し、実際にシステムを復元する訓練を実施することが望まれる。

※ 橋梁管理データベースシステム、橋梁管理カルテシステム、トンネル台帳システム、施設台帳システム（道路管理課）について

毎日、フルバックアップデータをハードディスクに取得し、サーバー室内に保管している。サーバー室の崩壊、火災、漏水等によりバックアップデータが使用不可となる可能性がある。バックアップデータを格納した媒体を、耐破壊性、耐火性、耐水性を考慮した金庫又は外部倉庫に保管することが望まれる。バックアップデータからシステムを復元する方法について、手順書を基に確認し、実際にシステムを復元する訓練を実施することが望まれる。

※ ファイルサーバー（営繕課）について

日々、差分バックアップをサーバー室内にあるファイルサーバーに保管している。保管先は施錠されたサーバーラックである。日々の差分データをバックアップしているが、フルバックアップを取得していない。システム障害等によりファイルサーバーにバックアップデータを戻す場合、過去に遡って、古い順に全ての差分データを順番に戻す必要がある。定期的にフルバックアップデータの取得が望まれる。また、サーバー室の崩壊、火災、漏水等によりバックアップデータが使用不可となる可能性がある。バックアップデータを、格納した媒体を耐破壊性、耐火性、耐水性を考慮した金庫又は外部倉庫に保管することが望まれる。実際にシステムを復元する訓練をバックアップデータからシステムを復元する方法について、手順書を基に確認し、実施することが望られる。

※ 保全情報システム（営繕課）について

本システムは、提供されたサービスを使用するために、保全情報等のデータはサービス提供者が取得していると想定される。契約内容、サービス内容を確認し、確実にバックアップデータが取得されていることを確認することが望まれる。また、必要に応じてバックアップデータを取得することが望まれる。

IV. おわりに

平成25年度の包括外部監査では、県の保有する財産（主に建物及びインフラ資産）を対象に監査を実施した。平成25年12月には、総務省が「平成26年度地方財政対策の概要」を公表し、『公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進』が示されている。ここでは、地方公共団体に対し、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくことを要請している。地方公共団体にとっては、従来からの公共施設等の管理の方針・方法を大きく変更しなければならない場合もあると考えられる。

公共施設等の総合的・計画的管理のためには、第2章「II 全般的・共通的課題と対応」に記載しているアセットマネジメントシステムの構築が適切と考えられ、山梨県に

対してもこれを強く推奨したい。具体的な取組みにおいては、特定の部署におけるプロジェクトではなく、全般的な総合的横断的プロジェクトとして実行されることが適切であることを重ねて強調しておく。

公共施設等の総合的・計画的管理のためには、保有する財産の実態の把握が必須である。そのため、公有財産台帳の正確かつ適時な更新、さらには一元的データベースの構築を期待したい。

また、公共施設等の管理、運用、活用に関し、民間の活用、民間への開放を推進することが県民も期待するところであろう。

いくつかの地方公共団体では、先進的な取組みが行われている。これらも参考にしながら、山梨県に適した対応を検討されたい。

山梨県公報号外 第三十号

平成二十六年四月十五日

発行者 山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番